平成２２年（フ）第２３８４号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート11棟502号
債務者　榎本　留美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３８６号
横浜市神奈川区平川町６番地３　ヨコハマフィズ402号
債務者　渡部　真史
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３９９号
神奈川県鎌倉市津1035番地12
債務者　菊地真由美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４０４号
神奈川県藤沢市西富469番地
債務者　辻　　進
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８１号
川崎市宮前区宮前平３丁目３番地１　松原ハイツ102
債務者　小林　雷太
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
川崎市川崎区藤崎４丁目９番１―308号　スターブル藤崎―青木方、前住所川崎市川崎区藤崎３丁目３番21号　倉形荘２Ｆ
債務者　瀬田　明美
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
川崎市幸区小向西町１丁目39番地15
債務者　井口　勝征
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１５号
川崎市宮前区平１丁目８番40号　篠崎コーポＡ―101
債務者　神谷　綾子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１６号
川崎市麻生区東百合丘４丁目３番２号　サンテラス百合丘Ａ―103
債務者　間杉　功一
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
川崎市麻生区東百合丘４丁目３番２号　サンテラス百合丘Ａ―103
債務者　間杉　悦子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２２号
川崎市中原区新城１丁目１番２―501号　公団住宅
債務者　平　　治生
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４０号
川崎市川崎区宮前町11番22―301号　アオキガーデンパレス、前住所横浜市南区六ツ川２丁目158番地　重田コーポⅡ―２
債務者　橋本　幸光
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４１号
川崎市高津区溝口６丁目12番８号　ＡＰＴ302
債務者　大塚　結子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４４号
川崎市麻生区上麻生４丁目53番12号　グレースパーシモン303
債務者　磯野　貴志
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係